

R 7 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	B-00	表紙・図面目録	20	E-01	撤去 太陽光発電設備特記仕様書
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	21	E-02	撤去 太陽光発電機器姿図・太陽光パネル取付詳細図・屋根伏図
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	22	E-03	撤去 受変電設備単線結線図
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	23	E-04	太陽光発電設備撤去 地下1階平面図(西)
05	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	24	E-05	太陽光発電設備撤去 1階平面図(西)
06	改特-03・04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	25	E-06	太陽光発電設備撤去 1階平面図(中央)
07	B-01	付近見取図・配置図・支障物件確認図・仮設計画図	26	E-07	太陽光発電設備撤去 1階平面図(東)
08	B-02	1階平面図	27	E-08	太陽光発電設備撤去 P1, P2階平面図(西)
09	B-03	2階平面図			
10	B-04	3階平面図			
11	B-05	4階平面図			
12	B-06	P 1 階・P 2 階平面図			
13	B-07	屋根伏図			
14	B-08	南・東立面図			
15	B-09	北・西立面図(参考図)			
16	B-10	屋根改修 平面図・断面図			
17	B-11	屋根改修 詳細図			
18	B-12	屋根改修 仮設計画図(参考図)			
19	B-13	概略工事工程表(参考)			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

			徳島県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事	図面番号	B-00	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159	
			設計	竣工	図面名	表紙・図面目録	縮尺	1/NON		
			R7. 7							

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

R7営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事

2. 工事場所

板野郡板野町犬伏

3. 建物概要

建物名称	徳島県立総合教育センター	
構造・規模	RC一部S造 地上4階・地下1階	
敷地面積	40,107.93(m2)	
延床面積	12,508.05(m2)	
消防法施行例別表第1の区分	(1) 項口 集会場	

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	太陽光パネル撤去に伴う屋根改修工事
	上記改修に伴う電気工事

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を見込んでいない。

- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点におけるWBGIT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が
 - の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に揭示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事に用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第498号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - 工事写真(電子データ2部)
 - 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - 保全に関する資料
 - その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。))とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
▪杭及び基礎工事 ▪コンクリート躯体工事 ▪屋外付帯工事 ▪その他実状を判断のうえが必要ないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
▪付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
▪建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請入を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 現場の着手に当たり、マスター工程表を作成し、工事関係者（発注者・施設管理者）に提出し承諾を得ると共に、完成したマスター工程表は適宜フォローアップを実施し、最終工程表を竣工書類に装丁すること。
- ③ 実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者へ提出し、承認を得ること。
- ④ 本工事は、施設を使用しながらの工事となることから、施設の運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、既存施設の停電・断水等を伴う工程は、事前に施設管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。
- ⑤ 施設運営の状況により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有を適宜行い、工程の遅延防止等に努めること。
- ⑥ 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。
- ⑦ 現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行う等し、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
- ⑧ 各種施工図・総合図等の作成に当たっては、関連工事との納まり等を当該工事間で入念に調整・検討すること。
特に、既存建物躯体（床・梁・壁等）をはじめ、各種の設備機器や配管配線類との納まりを入念に調整・検討すること。
- ⑨ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 （ 有 ・ 無 ）

備品等名称 ：

保管場所 ：

注意事項 ：

3. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 12 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）
- ② 警備員は、延 20 人（昼 20 人、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 （処分区分）	優良	所在地 処分地	運搬距離 （km）	処分費 （税抜、円）	単位
金属(処分)	(株)サンバイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江傍示1-1	4.6	0	t
廃プラ	(株)リリス		三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2 三好郡東みよし町昼間字カドタ305-2	57.5	16,000	m3
生木	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	20.6	10,000	t

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- 太陽光システム撤去に際し電気主任技術者との協議、施工中の設備点検他の適切な処置を施すこと。

5. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	▪ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	▪ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	▪ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	▪ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	▪ アスファルト防水工事作業 ▪ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ▪ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ▪ 合成ゴム系シート防水工事作業 ▪ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ▪ セメント系防水工事作業 ▪ シーリング防水工事作業 ▪ 改質アスファルトシートチエ工法防水工事作業 ▪ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ▪ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	▪ タイル張り作業
木	建築大工	▪ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	▪ 内外装板金作業 ▪ かわらぶき作業
金属	建築板金	○ 内外装板金作業
左官	左官	▪ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	▪ 木製建具手加工作業 ▪ 木製建具機械加工作業 ▪ ビル用サッシ施工作業 ▪ ガラス工事作業
塗装	塗装	▪ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	▪ プラスチック系床仕上げ工事作業 ▪ カーペット系床仕上げ工事作業 ▪ 鋼製下地工事作業 ▪ ボード仕上げ工事作業 ▪ カーテン工事作業 ▪ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	▪ 表具作業 ▪ 壁装作業
配管	配管	▪ 建築配管作業
植栽	造園	▪ 造園工事作業
機械設備	冷凍空空調和機器施工	▪ 冷凍空空調和機器施工作業

2章
改修仮設工事

1.
敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。
2.
足場等

①
仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

1) 労働安全衛生法に基づく構造規格

2) （一社）仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

②
労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③
労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④
外部足場（図示の通り）

・ 壁つなぎ間隔（水平方向：5.5m以下、鉛直方向：5m以下）

・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤
仮囲い（図示の通り）

⑥
ゲート（ 有 ・

無

 ）

⑦
足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑧
足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑨
受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
3.
養生

①
既存部分の養生は別途設備工事による。不足すると思われる場合は適宜設置すること。
4.
監督員事務所

①
監督員事務所は（ 設ける （面積 m2程度） ・

設けない

 ）

②
監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計

2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯

3) 請負加入電話の子機

4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具

5) ファクシミリ他
5.
工事用用水、電力等

①
既存電力利用（ 出来る ・

出来ない

 ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

②
既存用水利用（ 出来る ・

出来ない

 ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
6.
工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

①
同用地は、（

図示の場所に

 ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

②
借地借家料 円

3章
屋根及びとい工事

1.
一般事項

①
屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。

②
標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。

③
建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(36)m/s 地表面粗度区分（ I ・ II ・

III

 ・ IV ）
積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ 35 ）
2.
長尺金属板葺き

①
屋根葺き形式 ・ 横葺

②
材料
- ③
工法

施工箇所	種類(JIS規格名称)	JIS規格番号	銅板の厚さ(mm)	めっき付着量	塗装の耐久性の種類	下葺材料
太陽光パネル撤去部	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき銅板及び銅帯（屋根用）	JIS G 3322	0.4	AZ150	ポリエステル系樹脂塗装3類又は5類	改質アスファルトルーフィング下葺材（粘着層付タイプ）
- ③
工法

施工箇所	葺板の寸法	下地	留付け方法
太陽光パネル撤去部	働き巾250mm	硬質木片セメント板25mm	ハット型金属タルギ工法@490 吊子（亜鉛処理銅板）固定@250×@490 留付用ビス：ドリルビス5×19（メッキ）、タッピングビス
- 横葺の場合のけらばは（

つかみ込み納め

 ・ けらば包み納め ）とする。

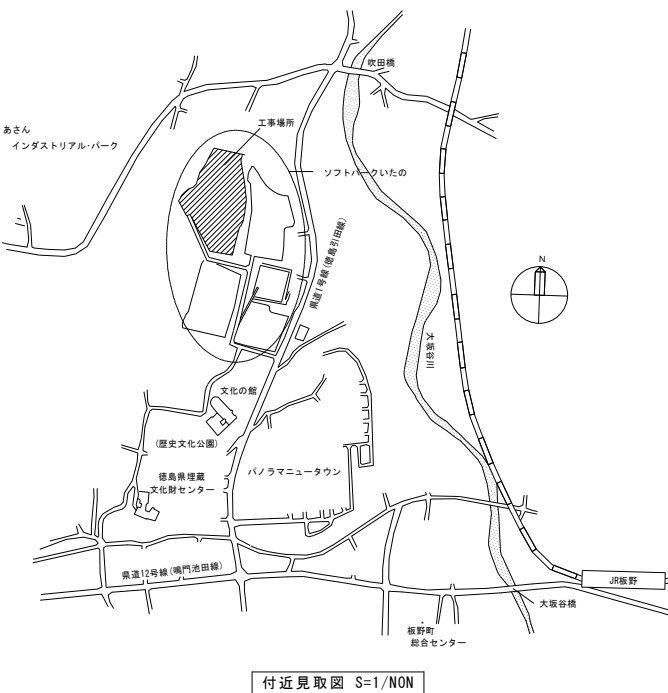
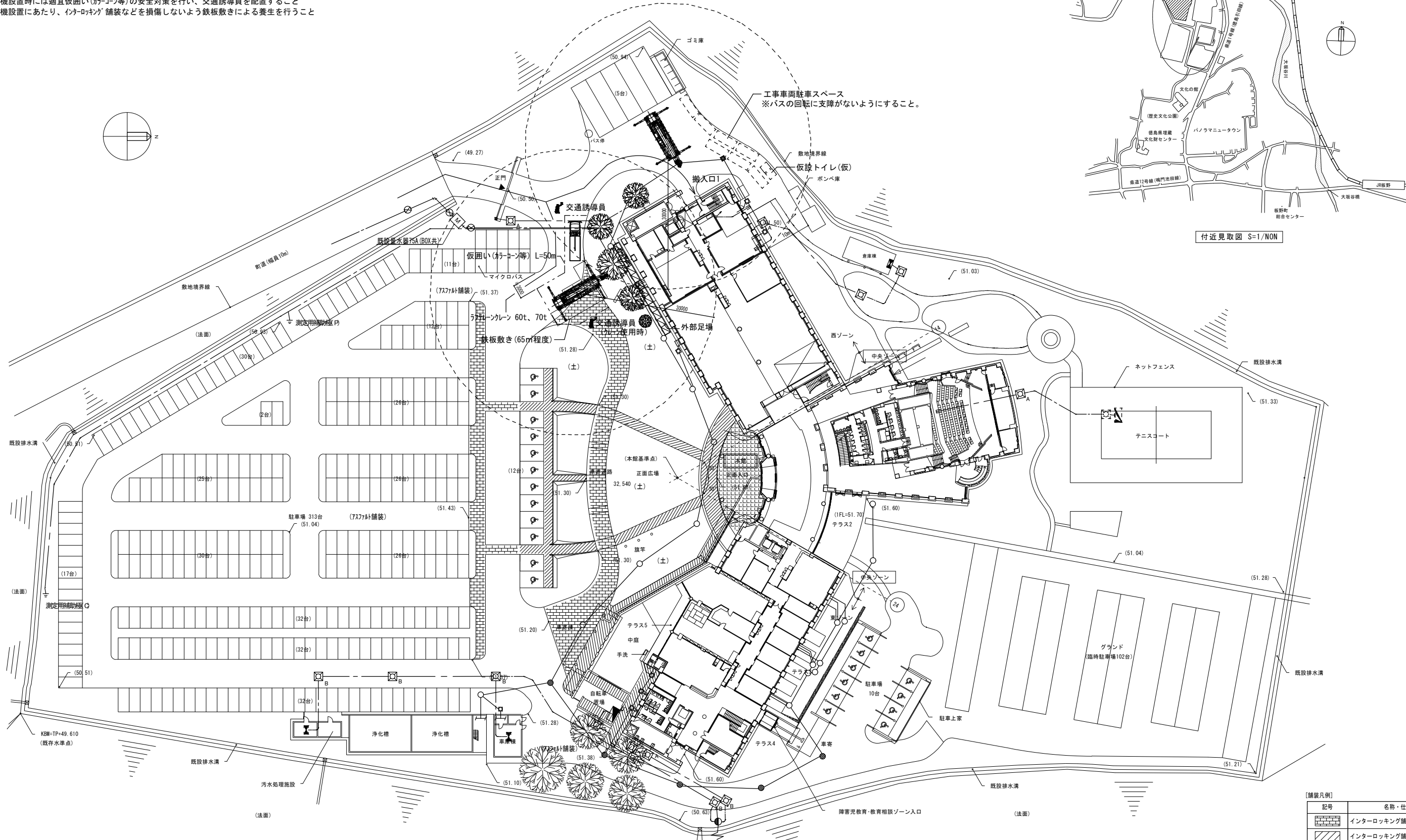
④
指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。

⑤
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

支障物件の確認
◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について（仮囲い等仮設材設置を含む）工事着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）規格、構造等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

※外部足場仮設に支障となる樹木は枝打ち程度の剪定を行う（広葉樹、中木）

※揚重機設置時には適宜仮囲い（カーコン等）の安全対策を行い、交通誘導員を配置すること
揚重機設置にあたり、インターロッキング舗装などを損傷しないよう鉄板敷きによる養生を行うこと



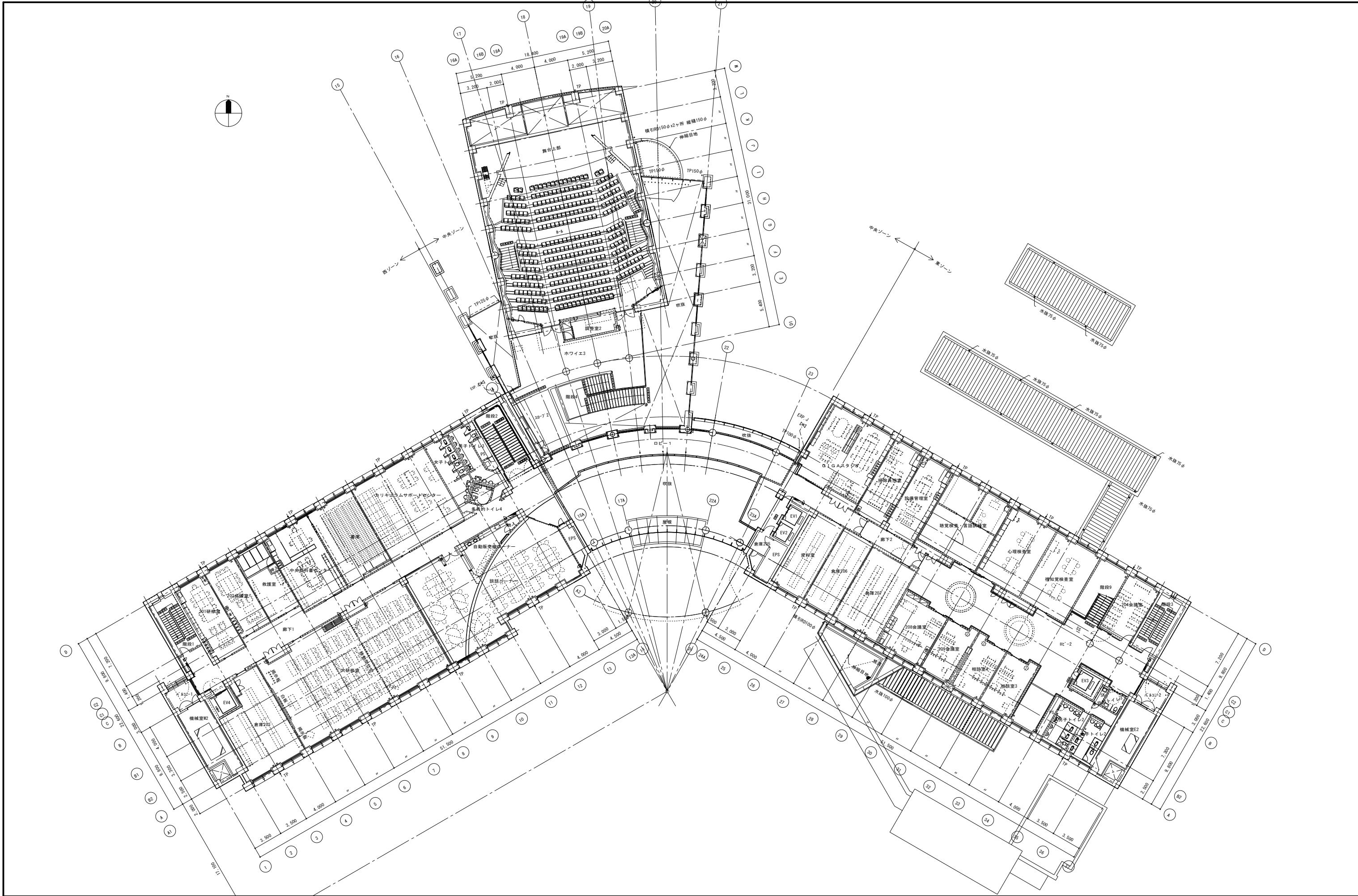
【舗装凡例】	
記号	名称・仕様
	インターロッキング舗装（車道用）
	インターロッキング舗装（歩道用）
	本石張り舗装

配置図・支障物件確認図・仮設計計画図 S=1/400

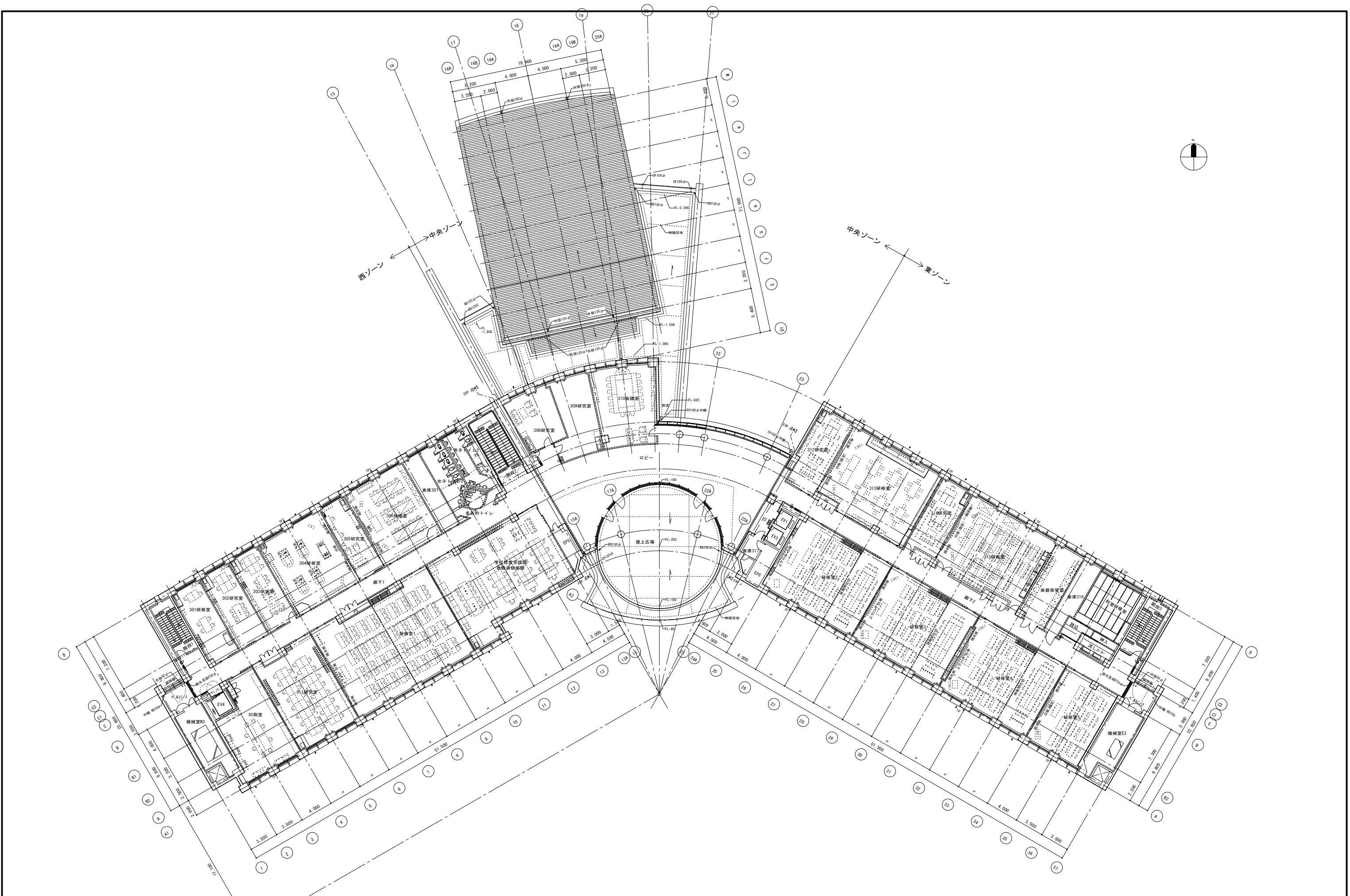
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事	図面番号	B-01	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159
設計	竣工	図面名	付近見取図・配置図・支障物件確認図・仮設計計画図	縮尺	1/400, 1/NON	



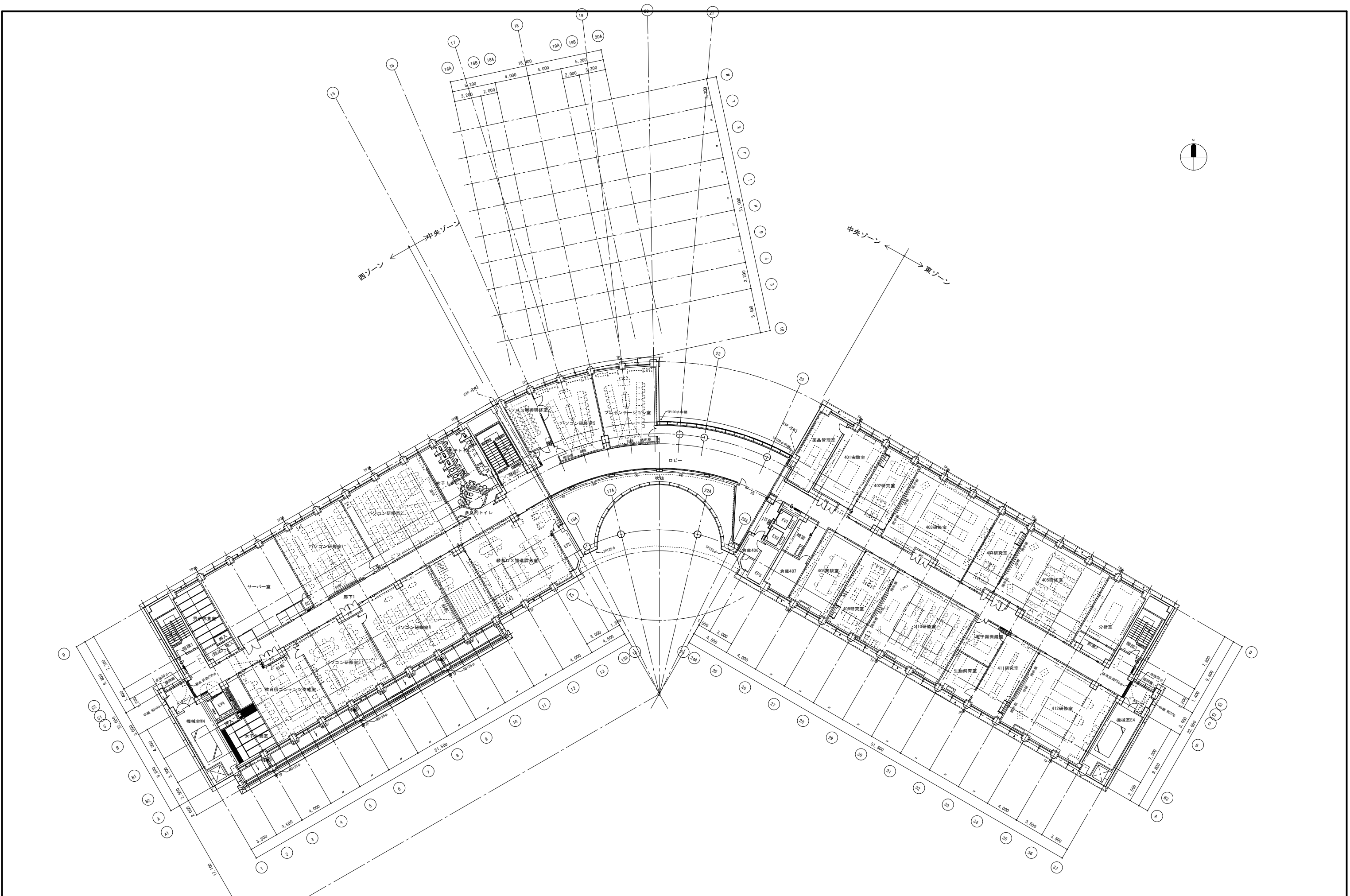
		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 宮 繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事	図面番号	B-02	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159
		設計	竣工	図面名	1 階平面図	縮尺	1/200	



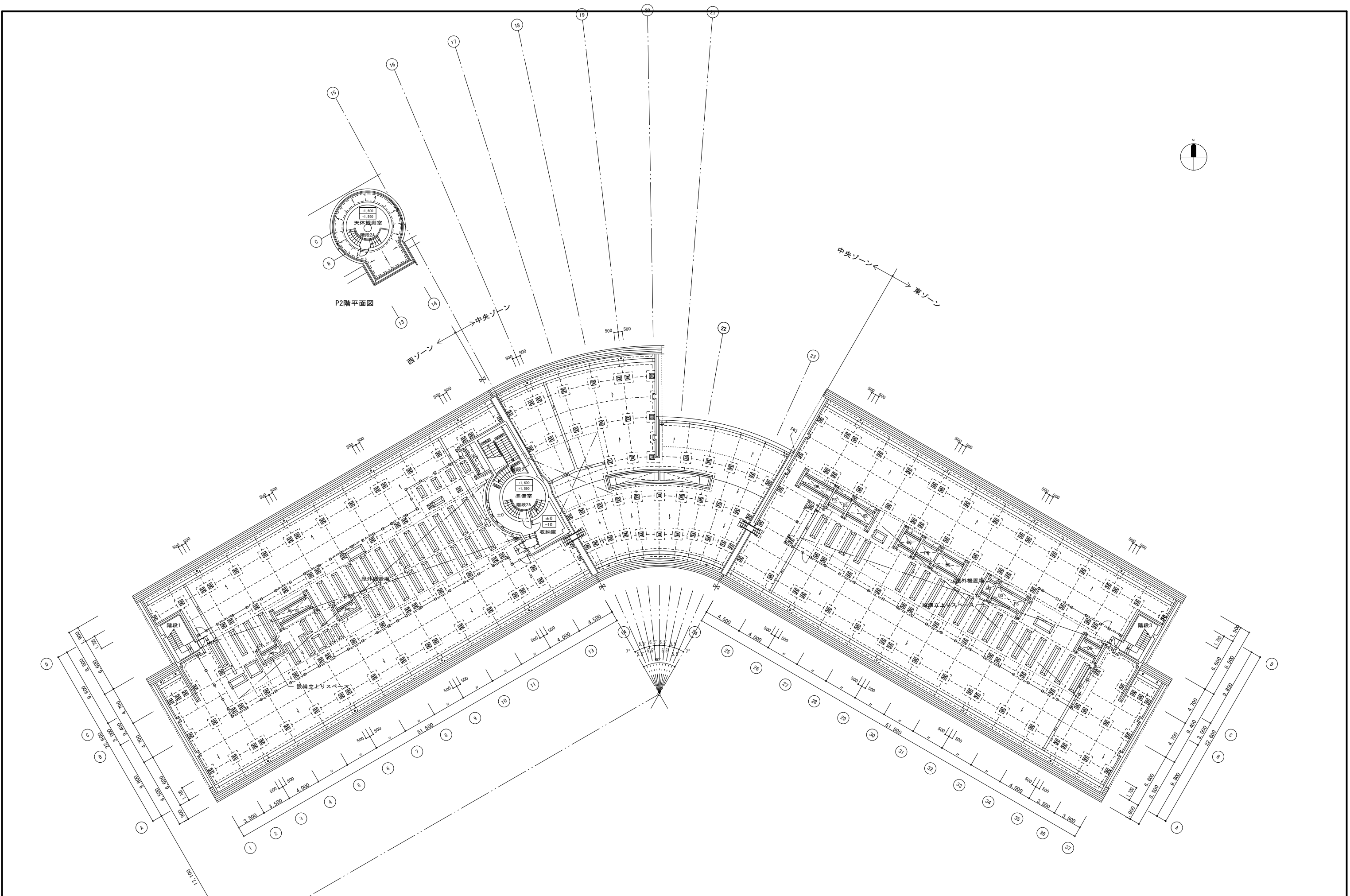
	徳島県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・大伏 屋根改修工事	図面番号	B-03	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159
	設計	竣工	図面名	2 階平面図	縮尺		



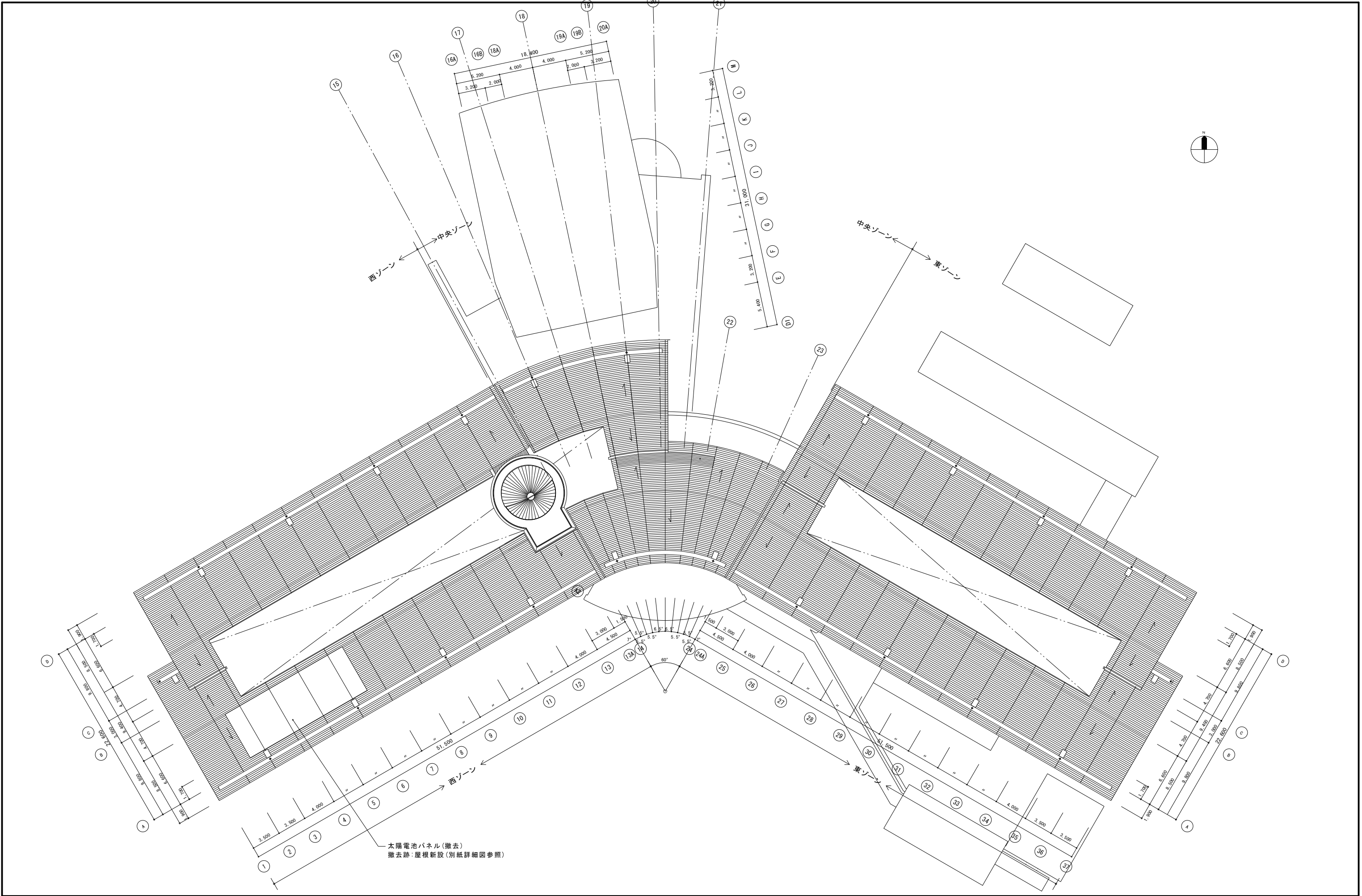
		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事	図面番号	B-04	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159
		設計	竣工	図面名	3 階平面図	縮尺	1/200	



		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・大伏 屋根改修工事	図面番号	B-05	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159
		設計	竣工	図面名	4 階平面図	縮尺	1/200	



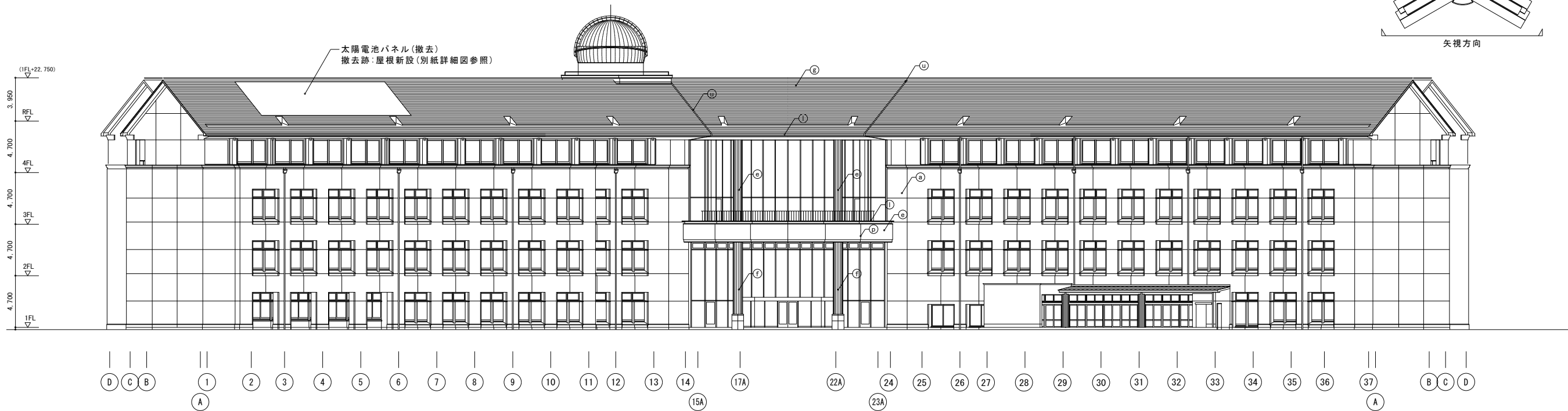
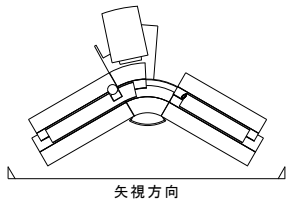
	徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・大伏 屋根改修工事	図面番号	B-06	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159
	設計	竣工	図面名	P 1 階・P 2 階平面図	縮尺		



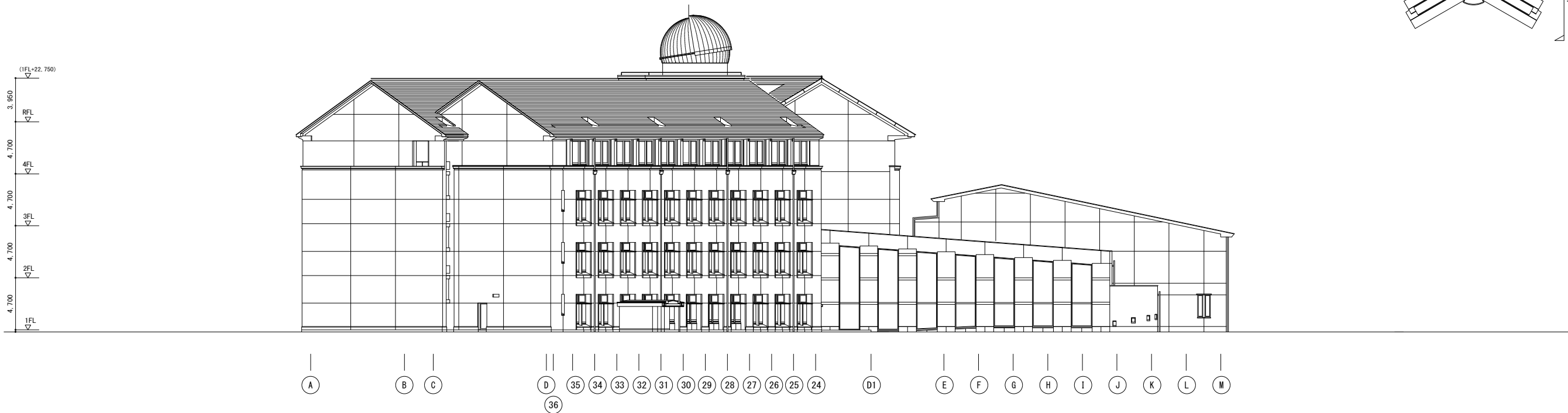
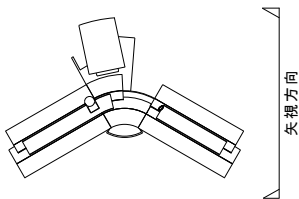
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・大伏 屋根改修工事	図面番号	B-07	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159
設計	竣工	図面名	屋根伏図	縮尺	1/200	

凡 例	㊦	外装磁器タイル(A)	㊦	金属屋根(A)	㊦	アルミt2.5加工 F-BE	㊦	点検口
	㊧	外装磁器タイル(B)	㊧	金属屋根(B)	㊧	プレキャストコンクリート FUC	㊧	縦樋
	㊨	外装磁器タイル(C)	㊨	ステンレス銅板t0.4加工 FU	㊨	避雷針	㊨	EXP. Jカバ― F-BE
	㊩	青石延石積	㊩	アスファルト防水押えコンクリート 洗い碎石敷	㊩	外壁誘電目地	㊩	RC化 A-T
	㊪	RC化 FUC	㊪	合金メッキ銅板t0.8加工 F-SE(谷樋)	㊪	外壁打鐵目地	㊪	金属屋根(C)
	㊫	RC化機械小たき仕上FUC	㊫	アルミt2.0加工 F-BE	㊫	避雷導体		

※太陽電池パネル撤去部以外、原則全て既存のまま。



南立面図

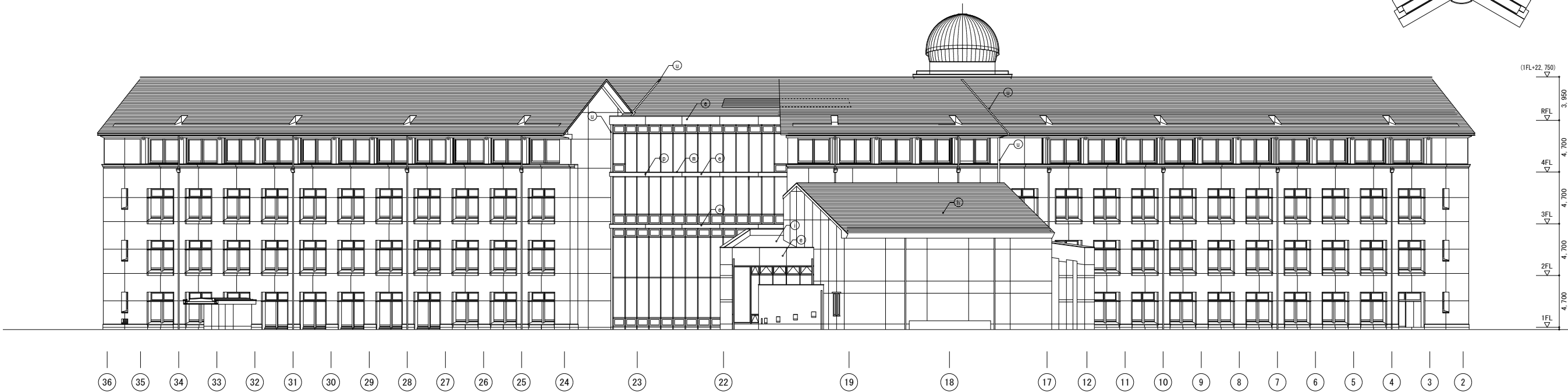
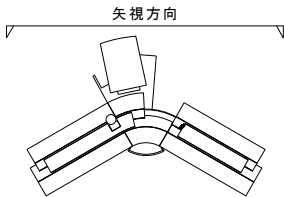


東立面図
(参考図)

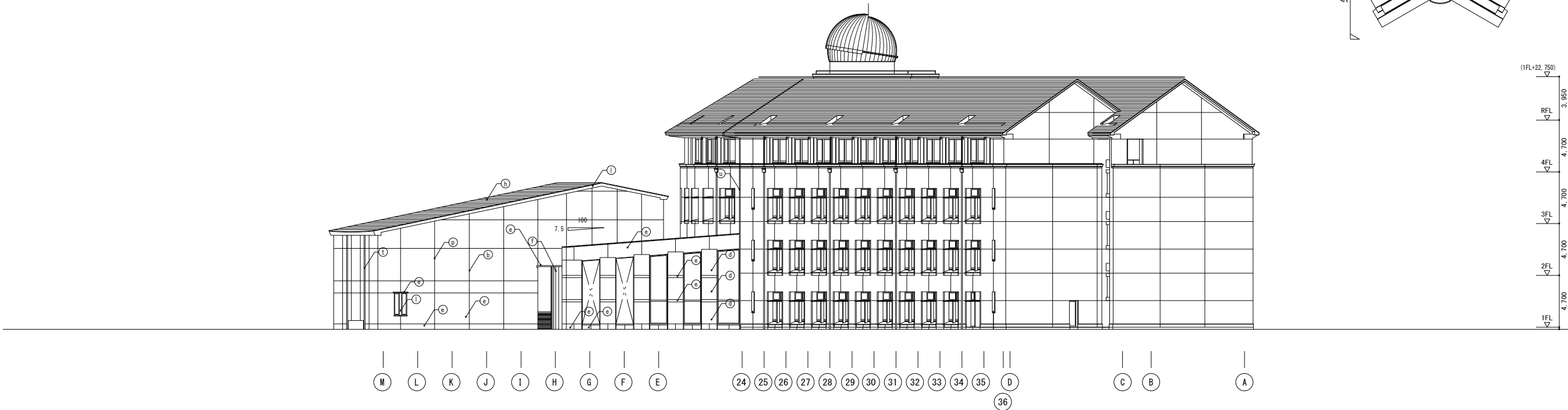
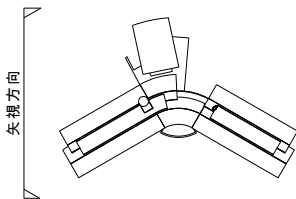
		徳島県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事	図面番号	B-08	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159	
		設計	竣工	図面名	南・東立面図	縮尺	1/200		

凡 例	㊦	外装磁器タイル(A)	㊦	金属屋根(A)	㊦	アルミt2.5加工 F-BE	㊦	点検口
	㊧	外装磁器タイル(B)	㊧	金属屋根(B)	㊧	プレキャストコンクリート FUC	㊧	縦樋
	㊨	外装磁器タイル(C)	㊨	ステンレス銅板t0.4加工 FU	㊨	避雷針	㊨	EXP. Jカバー F-BE
	㊩	青石延石積	㊩	アスファルト防水押えコンクリート 洗い碎石敷	㊩	外壁誘電目地	㊩	RC化 A-T
	㊪	RC化 FUC	㊪	金メッキ銅板t0.8加工 F-SE(谷樋)	㊪	外壁打鐵目地	㊪	金属屋根(C)
	㊫	RC化機械小たき仕上FUC	㊫	アルミt2.0加工 F-BE	㊫	避雷導体		

※太陽電池パネル撤去部以外、原則全て既存のまま。

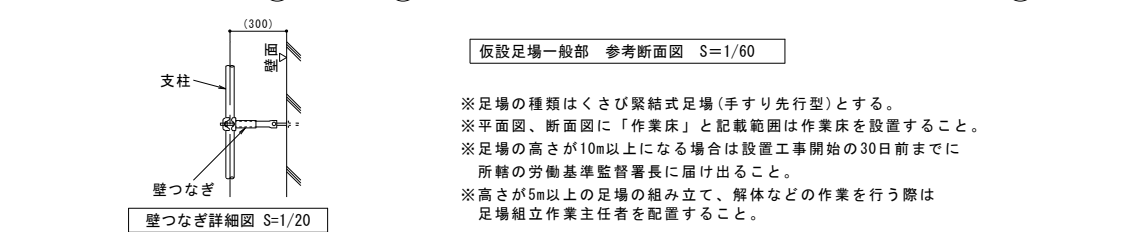
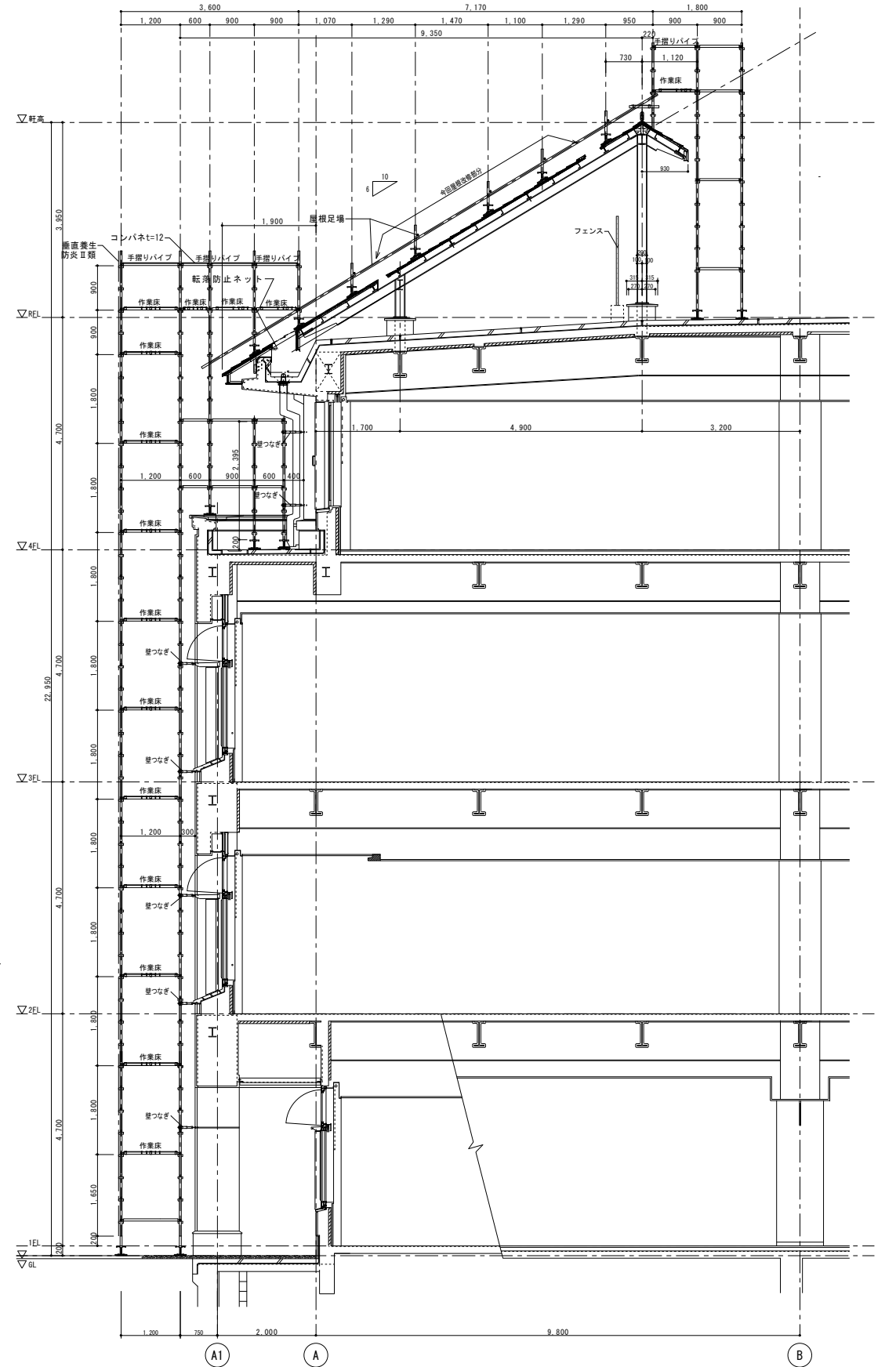
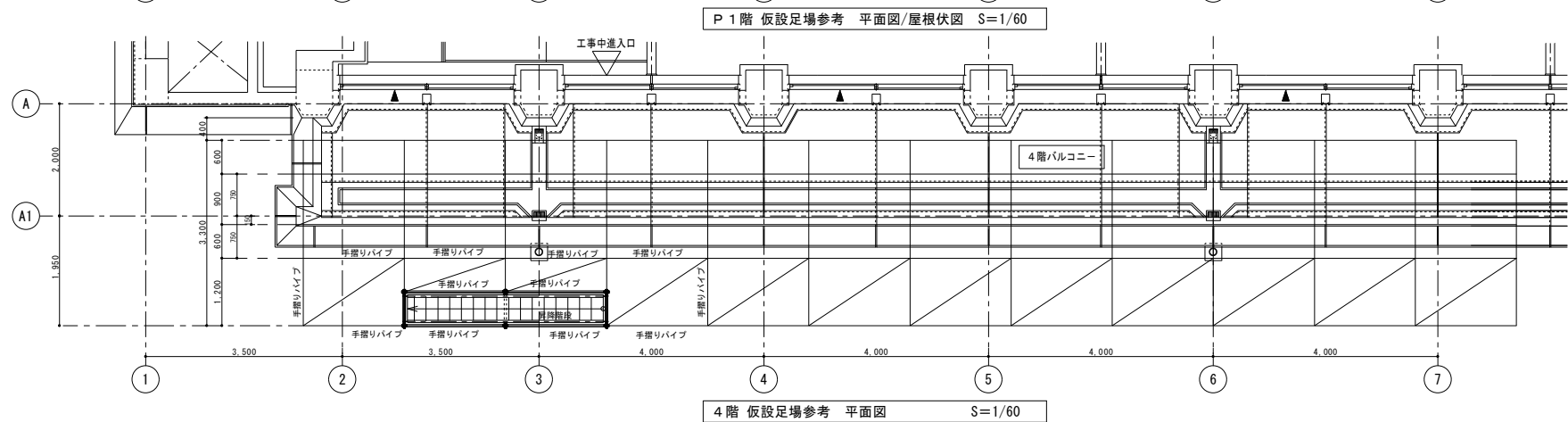
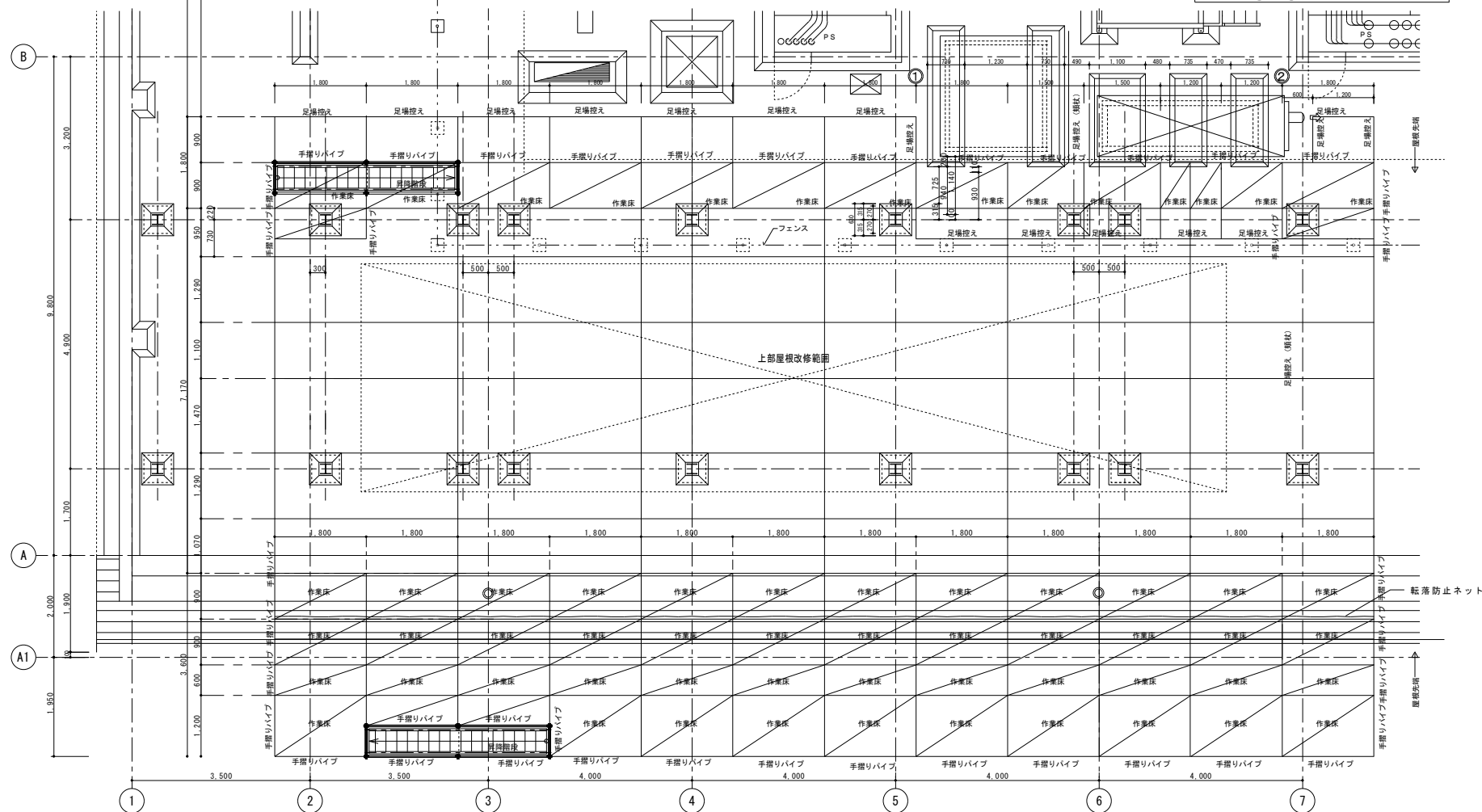


北立面図
(参考図)



西立面図
(参考図)

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 7 営繕 総合教育センター 板・犬伏 屋根改修工事	図面番号	B-09	有限会社 岡 設備設計 建築設備士登録番号 第62E1-0492LA号 岡 宣 義 徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159	
設計	竣工	図面名	北・西立面図 (参考図)	縮尺	1/200		



概 略 工 事 工 程 表 （ 参 考 ）

種 別	設計数量	1 カ月目	2 カ月目	3 カ月目	4 カ月目	5 カ月目	6 カ月目			
		1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020		
準 備 ・ 準 備 工 打合せ、材料手配ほか	一式									
仮 設 工 事	一式			足場組立		足場解体				
撤 去 工 事	一式			太陽光パネル撤去						
屋 根 工 事	一式			屋根新設	年末年始	屋根新設				
そ の 他 工 事	一式									
主 な 注 文 生 産 品 の 納 期	一式		屋根材 納期 2.15 カ月							
完 成 検 査 ・ 後 片 付 け						事前検査	清掃・検査			

1	太陽光発電設備特記仕様書	――																					
1. システム概要 1. 1 設備の概要 連系する電力系統：一般配電線（三相3線、6600V、60Hz） 発電設備の種類：太陽電池発電所 設備容量：太陽電池容量 10kW相当 インバータ容量 10kW 逆潮流の有無：逆潮流無 アレイ設置角度：30° 1. 2 システム構成 本システムは、太陽電池モジュール、太陽電池用架台、接続箱、インバータ、連系制御装置（連系保護装置含む）等より構成する。 ① 太陽電池は太陽からの日射を受けると直流電力を発生し、これを接続箱で集電する。 ① インバータは、この直流電力を並列する商用電源の電圧、周波数、位相と同期した交流電力に変換し、対象とする負荷へ電力を供給する。 ① 連系保護装置等により、インバータ及び系統の異常時には連系を遮断する。 1. 3 運転方式 インバータは、下記のとおり全自動運転を行うものとする。 ① 太陽電池の動作特性を監視し、設定値に達するとインバータを自動的に起動する。 ② 太陽電池の出力を監視し、設定値以下になると自動的に運転を停止する。 ③ 太陽光発電システムによる負荷への電力供給は、原則として昼間のみを対象とする。昼間に日射不足により給電不能となる場合は自動的に運転を停止させる。 ④ 太陽電池出力監視による発電装置自動停止後の復帰は時限を採って行い、不要な高頻度のポンピングを避ける。 ⑤ 交流系統に事故が発生した場合やインバータ故障時は、速やかに商用系統との連系接続を解列し確実に停止する。 ⑥ 商用系統の事故の場合は、商用系統が復旧すれば確認時間後自動的に再投入して運転を再開する。 2. 機器仕様 2. 1 太陽電池モジュール <table><tr><td></td><td>多結晶シリコン</td><td></td></tr><tr><td></td><td>モジュール出力</td><td>総合出力</td></tr><tr><td>数量</td><td>モジュール 1枚</td><td></td></tr><tr><td>最大出力</td><td>120W</td><td>10kW以上</td></tr><tr><td>最大出力動作電圧</td><td>25.7V</td><td></td></tr><tr><td>最大出力動作電流</td><td>4.67A</td><td></td></tr><tr><td>モジュール枚数</td><td>84枚</td><td></td></tr></table> 条件日照強度 AM1.5 1kW/m2 素子温度 25℃ 2. 2 接続箱 ・構造：屋外壁掛型（収納箱共） ・材質：メーカ標準（指定色塗装） ・設置場所：架台等に取り付け ・回路数：12回路 ・収納機器：入力回路断路端子（もしくは簡易なスイッチ）、逆流防止ダイオード、配線用しゃ断器、誘導雷保護器等 2. 3 インバータ 壁 ・種類：屋内用系統連系インバータ（屋内箱に収納） ・容量：10kW ・運転入力電圧範囲：DC200～400V ・直流最大入力電圧範囲：DC450V ・出力電圧：三相3線210 ・電力変換効率：90%以上 ・出力基本波比率：0.95以上 ・高調波許容範囲：電流総合5%、各次3%以下 ・制御方式：最大電力追従制御 ・運転／停止：「1.3 運転方式」による ・保護機能：「2.3 系統連系保護方式」による ・塗装色：指定色 2. 4 連系制御装置 ・種類：低圧一般配電線用逆潮流無方式 ・運転制御機能：構内及び系統異常による連系しゃ断 ・収納保護継電器：「系統連系技術要件ガイドライン」に沿って設置 ・保護機能：「2.3 系統連系保護方式」による 2. 5 発電電力表示盤 ・構造：屋内自立型 ・材質：表示盤：SUS製、本体：銅板指定色 ・表示項目：月日時分、発電電力kW、積算発電電力量kWh、その他 ・表示素子：18型液晶ディスプレイ及び7セグメントLED ・設置場所： 3. 計測装置 3. 1 デーダ収集装置 ① 計測仕様 ・計測、演算周期：6秒（演算周期は1時間の場合もあり） ・電話回線を使用しパソコン通信によりデータ転送を（1日／日）を行う ・その他「公共施設等用太陽光発電フィールドテスト事業」システム計測指針に準拠 ② 機器仕様 ・汎用パソコン（モデム、UPS、配線端子箱付、ディスプレイは15インチTFT液晶タイプとする） ・付属品（パソコンラック） ③ 設置場所 ・27階ただし詳細設置位置については役員と打ち合わせを行うこと。 3. 2 計測装置 ・日射計 感度：0～7mV/kw・m-2 ・気温計 Pt100Ω相当 「公共施設等用太陽光発電フィールドテスト事業」システム計測指針に準拠 ・屋上に屋外収納箱を設けること。 3. 3 トランスデューサ収納BOX ・構造：屋外壁掛型（収納箱共） ・材質：メーカ標準（指定色塗装） ・設置場所：架台等に取付け				多結晶シリコン			モジュール出力	総合出力	数量	モジュール 1枚		最大出力	120W	10kW以上	最大出力動作電圧	25.7V		最大出力動作電流	4.67A		モジュール枚数	84枚	
	多結晶シリコン																						
	モジュール出力	総合出力																					
数量	モジュール 1枚																						
最大出力	120W	10kW以上																					
最大出力動作電圧	25.7V																						
最大出力動作電流	4.67A																						
モジュール枚数	84枚																						

2. 機器仕様		4. 各種申請手続	
2. 1 太陽電池モジュール		本工事における各種申請及び手続き費用は本工事内に含む。	

10kW三相システム構成図

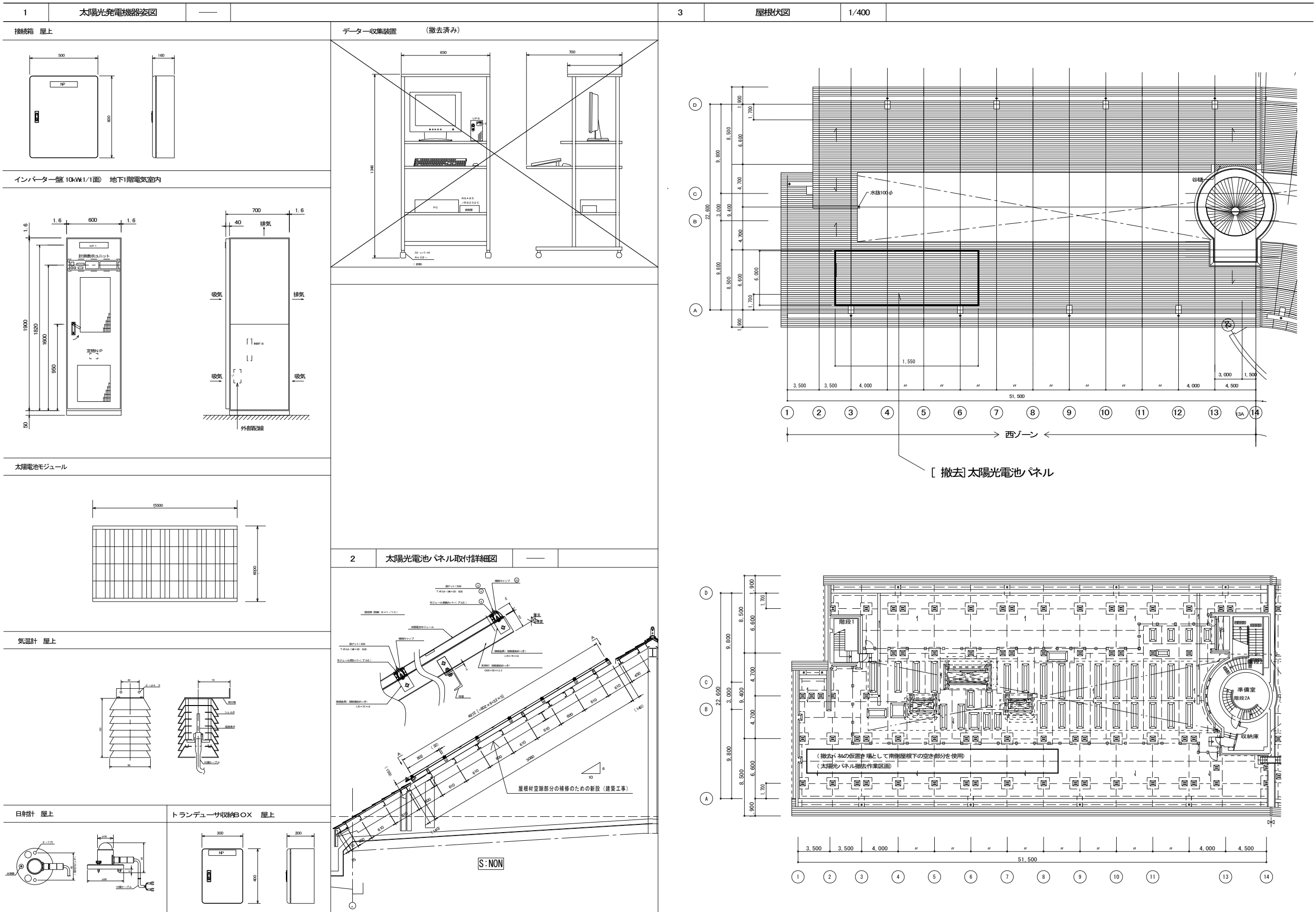
表示本システムを撤去する

工事名		R7営繕 総合教育センター 板・伏伏 屋根改修工事		図面番号		E-01	
設計		竣工		縮尺		NO SCALE	
撤去		太陽光発電設備特記仕様書		図面名		NO SCALE	

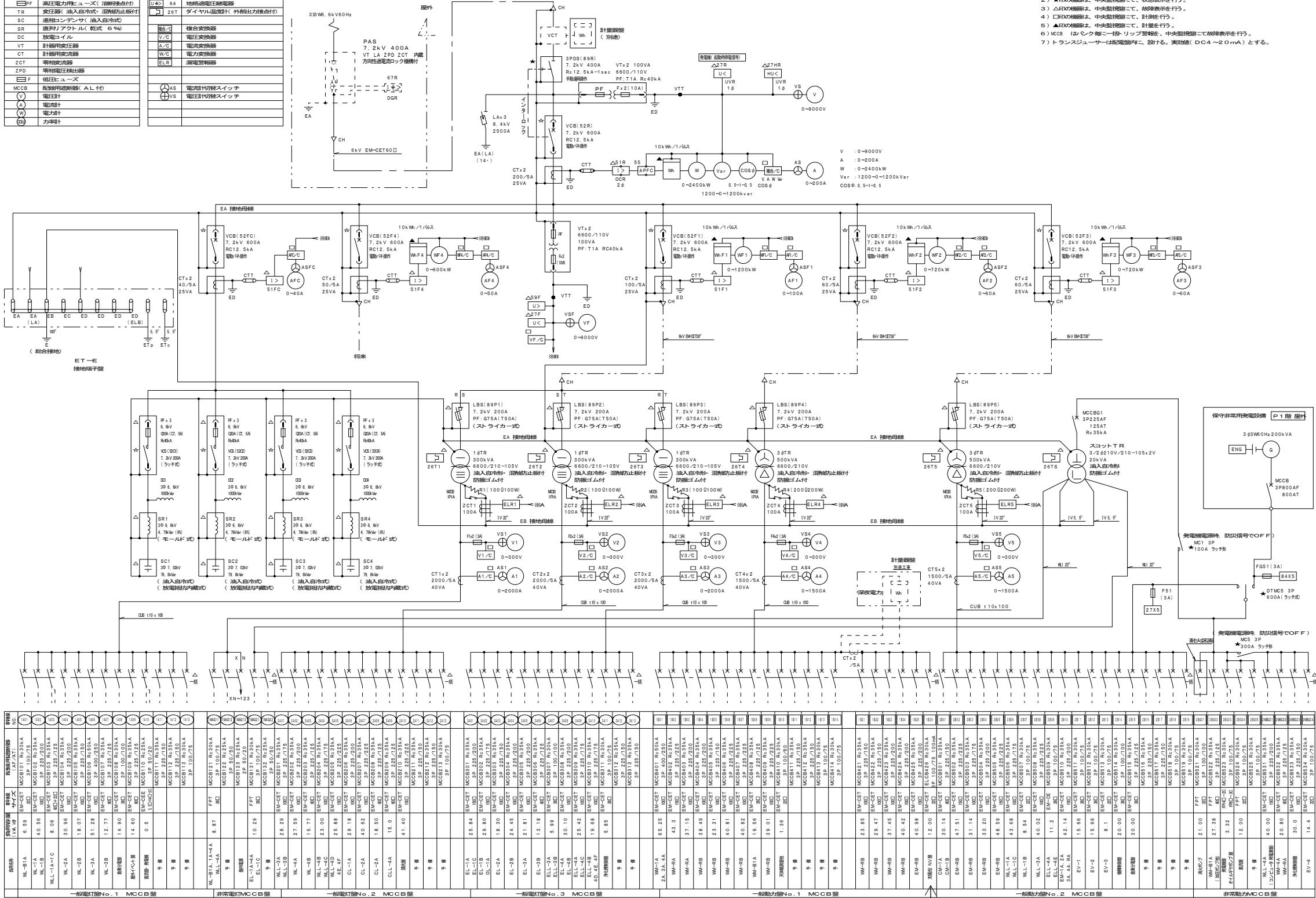
徳島県土木整備部営繕課		徳島市南矢三町3丁目5-15 TEL (088) 633-2159	
-------------	--	--------------------------------------	--

4. 各種申請手続

本工事における各種申請及び手続き費用は本工事内に含む。



△ CH	ケーブルヘッド	○	無効電力計
PAS	過電圧発生検出装置	AS	電力計 (デジタル/0.5%検出器付未検)
LA	避雷器	US	自動力率調整装置
VCT	電圧計 (10kV/100V)	U>	過電圧検出装置 (過電圧表示付)
3PDS	3相単相検出装置	U<	過電圧検出装置
VCS	真空遮断器 (電動/52F/100V)	UC	不足電圧検出装置
VCS	真空遮断器 (ラッチ式)	UC2	不足電圧検出装置 (高感度)
LBS	高圧電動機 (ラッチ式)	U>2	過電圧検出装置 (高感度)
PF	過電圧検出装置 (ストライカース)	U>2	過電圧検出装置
TR	変圧器 (油入自冷式/油断防止板付)	26T	ダイヤル過電圧計 (外装出力検出付)
SC	進相コンデンサ (油入自冷式)		
SR	直列リアクトル (乾式 60kV)		
DC	放電コイル	AS	複合変換器
VT	電圧変換器	V/C	電圧変換器
CT	電流変換器	A/C	電流変換器
ZCT	電圧変換器	W/C	電力変換器
ZPD	電圧変換器	ELR	漏電警報装置
F	保護ヒューズ	AS	電圧計付分岐スイッチ
MCCB	真空遮断器 (A.L.付)	VS	電圧計付分岐スイッチ
電圧計			
電流計			
電力計			
電力率計			



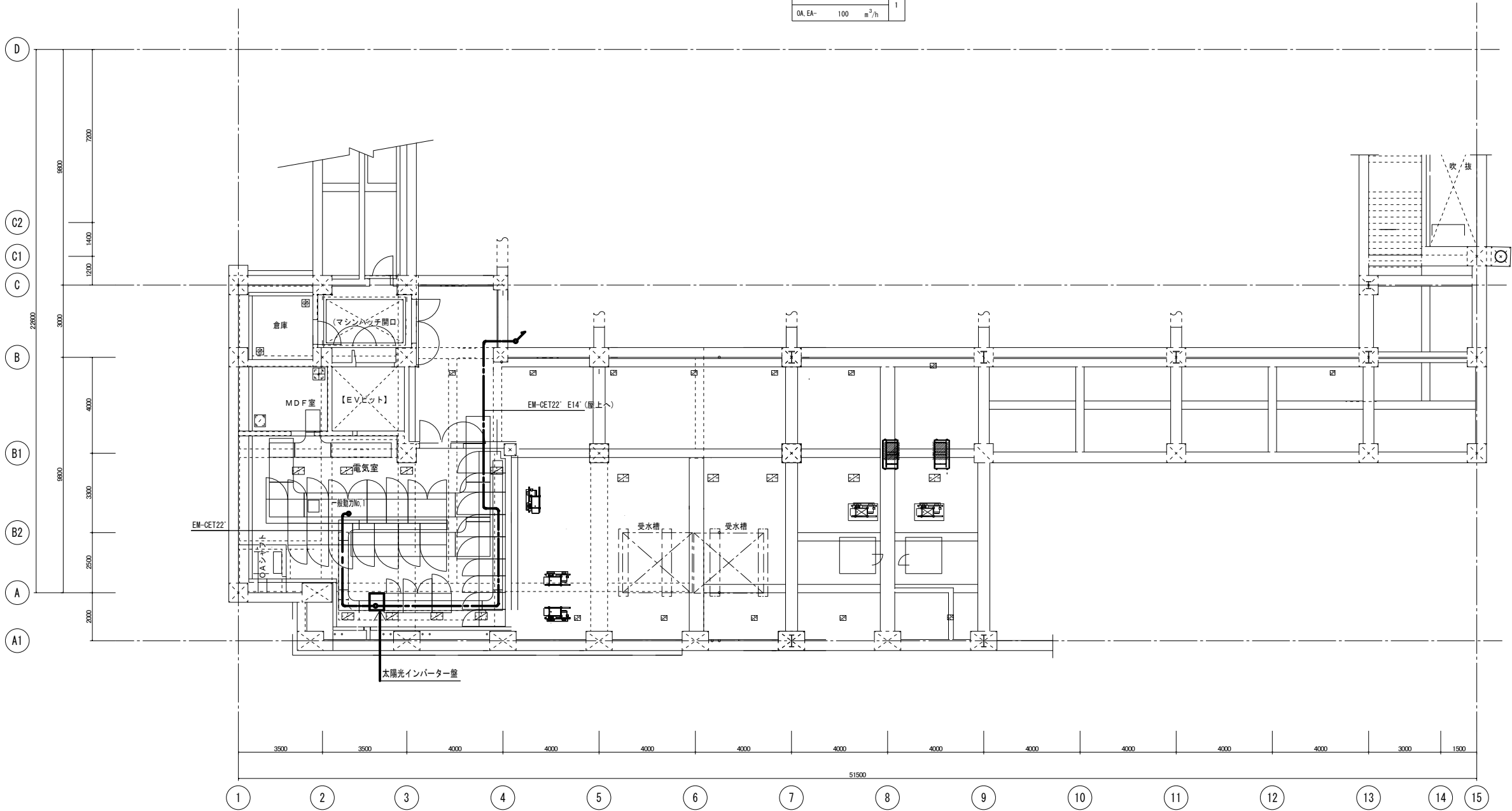
【既設制気リスト】（残置）

MDF室			
HS-	350×300		2
OA, EA-	800	m ² /h	

物入れ			
HS-	150×150		2
OA, EA-	100	m ² /h	

電気室			
HS-	500×300		8
OA, EA-	1,125	m ² /h	

電気室			
HS-	450×300		5
EA-	1,000	m ² /h	
HS-	250×200		11
OA, EA-	400	m ² /h	
HS-	200×200		2
OA, EA-	300	m ² /h	
HS-	150×150		1
OA, EA-	100	m ² /h	



【既設冷媒管リスト】（参考）

記号	ガス管(φ)	液管(φ)
①	12.7	6.4
②	15.9	9.5
③	19.1	9.5
④	19.1	12.7
⑤	25.4	12.7
⑥	28.6	12.7
⑦	31.8	12.7
⑧	31.8	15.9
⑨	38.1	15.9
⑩	25.4	19.1
⑪	28.6	19.1
⑫	31.8	25.4
⑬	38.1	25.4

【既設配管凡例】

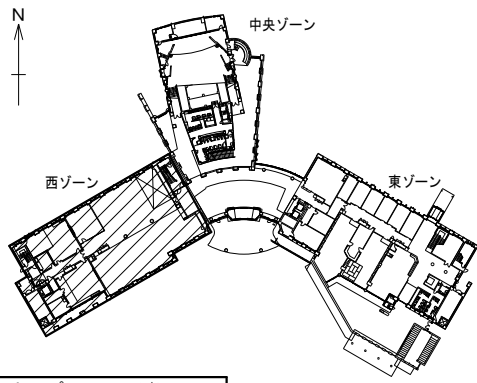
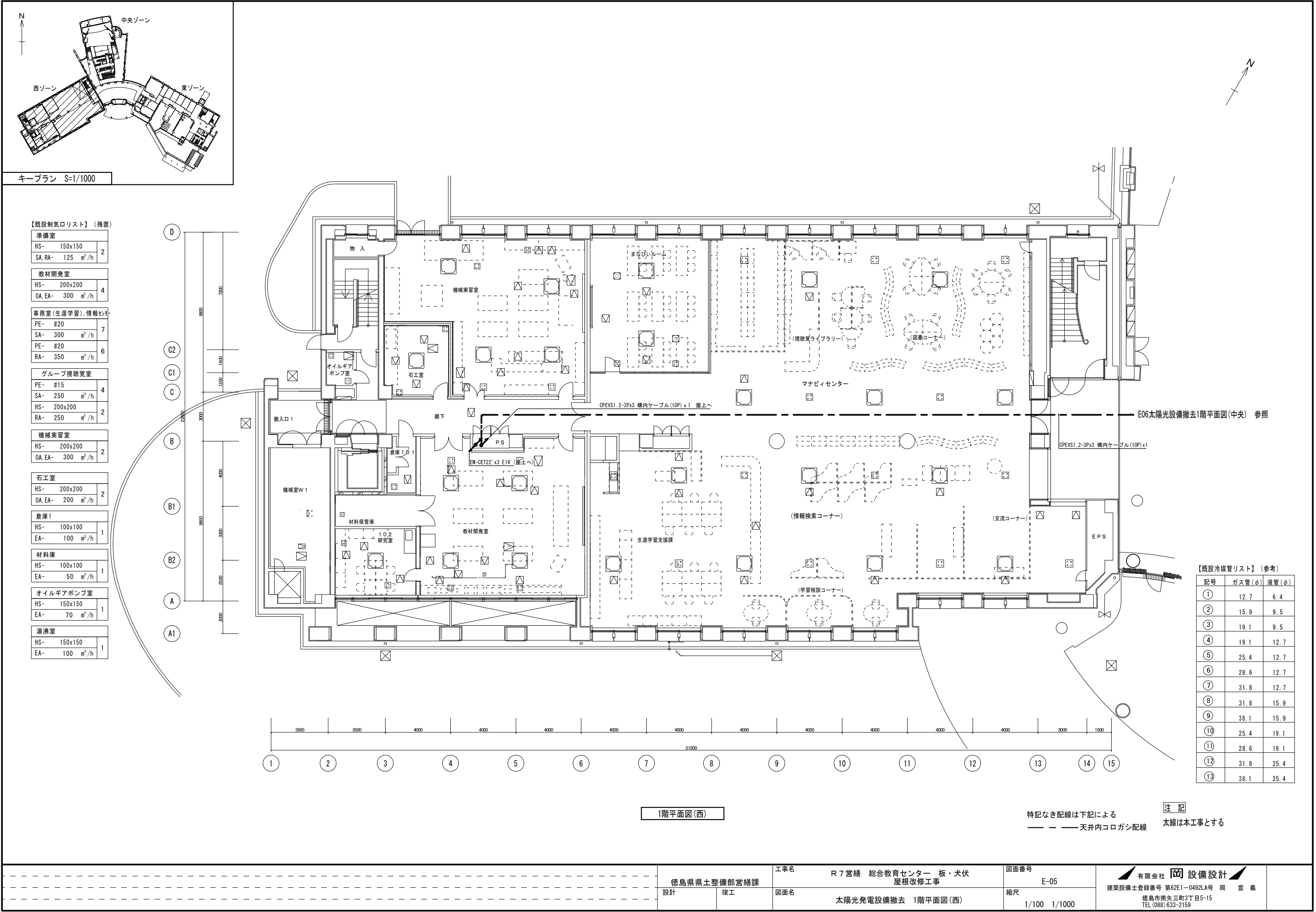
記号	名 称	材質・仕様
—R—	冷媒管	冷媒用断熱材被服銅管
—D—	ドレン管 (30A以下)	硬質塩化ビニル管 VP
—D—	ドレン管 (40A以上)	排水用硬質塩化ビニルライニング銅管 DVLP
—W—	加圧給水管	水道用硬質塩化ビニルライニング銅管 SGP-VA

注 記

太線は本工事とする

配線は既設ラック上配線

地下1階平面図(西)



キープラン S=1/1000

【既設制気口リスト】(残置)

準備室		
HS-	150x150	2
SA, RA-	125 m ² /h	
教材開発室		
HS-	200x200	4
OA, EA-	300 m ² /h	
事務室(生涯学習), 情報センター		
PE-	#20	7
SA-	300 m ² /h	
PE-	#20	6
RA-	350 m ² /h	
グループ視聴覚室		
PE-	#15	4
SA-	250 m ² /h	
HS-	200x200	2
RA-	250 m ² /h	
機械実習室		
HS-	200x200	2
OA, EA-	300 m ² /h	
石工室		
HS-	200x200	2
OA, EA-	200 m ² /h	
倉庫I		
HS-	100x100	1
EA-	100 m ² /h	
材料庫		
HS-	100x100	1
EA-	50 m ² /h	
オイルギアポンプ室		
HS-	150x150	1
EA-	70 m ² /h	
湯沸室		
HS-	150x150	1
EA-	100 m ² /h	

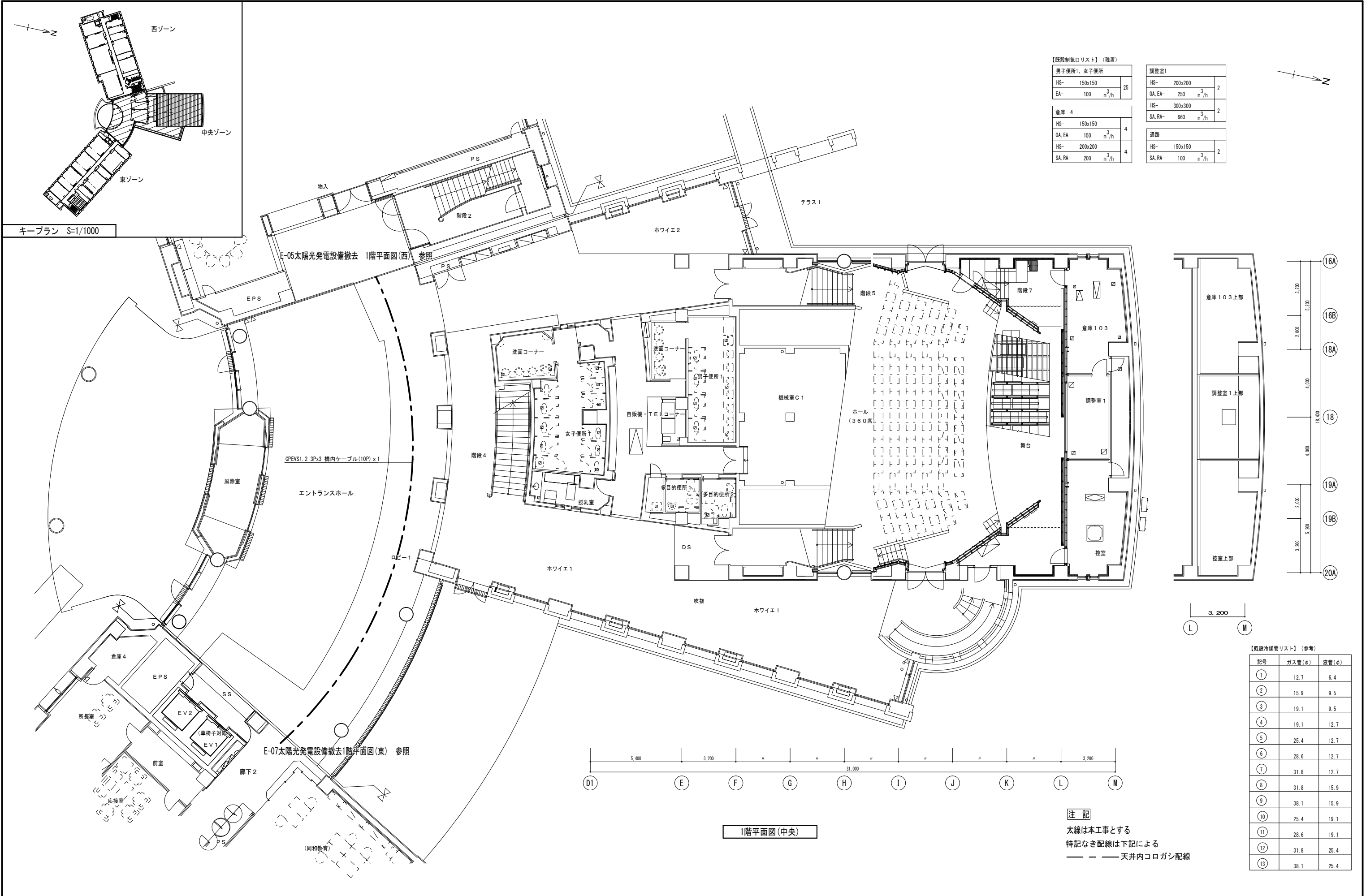
【既設冷媒管リスト】(参考)

記号	ガス管(φ)	液管(φ)
①	12.7	6.4
②	15.9	9.5
③	19.1	9.5
④	19.1	12.7
⑤	25.4	12.7
⑥	28.6	12.7
⑦	31.8	12.7
⑧	31.8	15.9
⑨	38.1	15.9
⑩	25.4	19.1
⑪	28.6	19.1
⑫	31.8	25.4
⑬	38.1	25.4

1階平面図(西)

特記なき配線は下記による
—— 天井内コログシ配線

注記
太線は本工事とする



【既設制気口リスト】(残置)

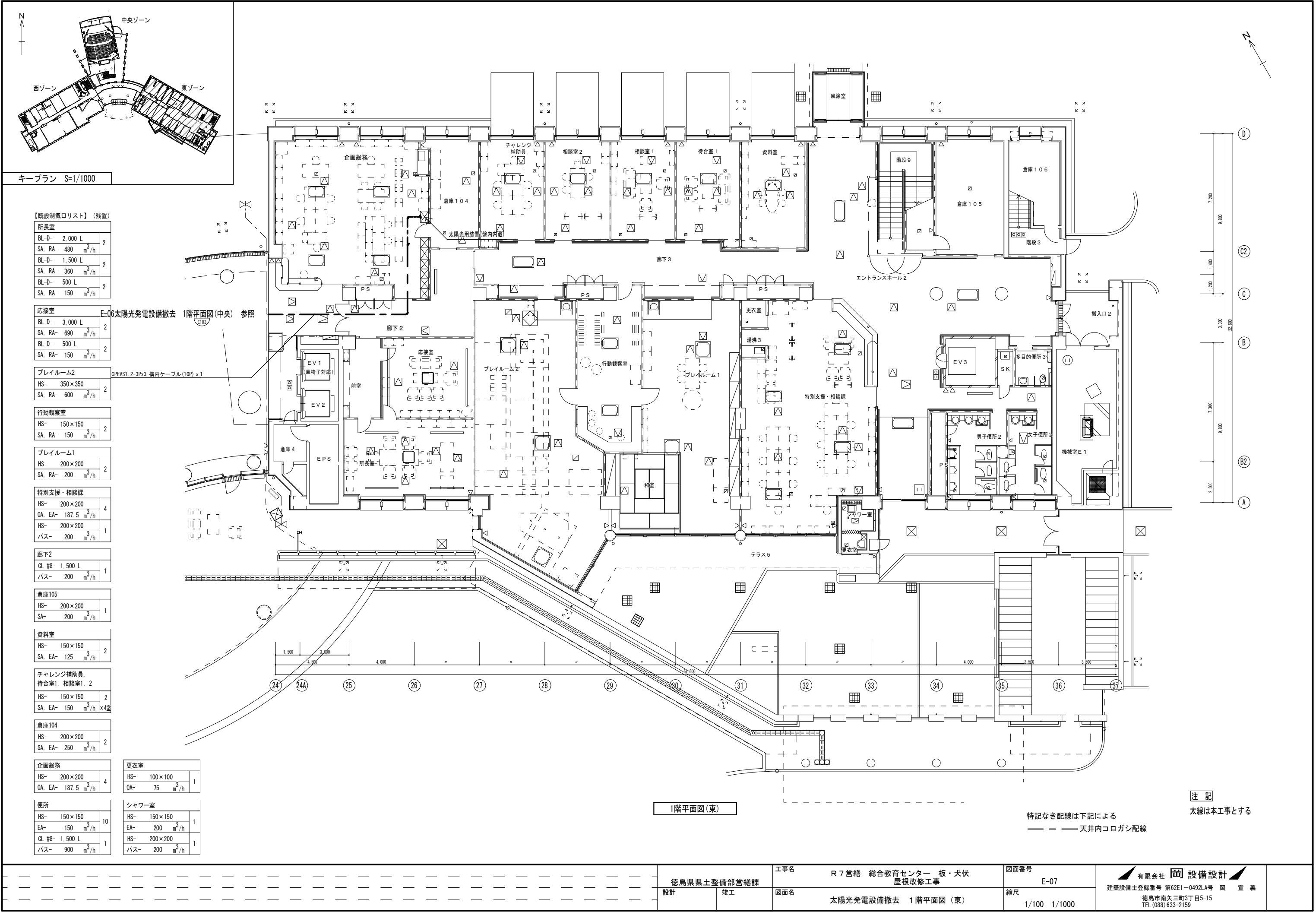
男子便所1、女子便所			
HS-	150x150		25
EA-	100	³ m ³ /h	
倉庫 4			
HS-	150x150		4
OA, EA-	150	³ m ³ /h	
HS-	200x200		4
SA, RA-	200	³ m ³ /h	

調整室1			
HS-	200x200		2
OA, EA-	250	³ m ³ /h	
HS-	300x300		2
SA, RA-	660	³ m ³ /h	
通路			
HS-	150x150		2
SA, RA-	100	³ m ³ /h	

【既設冷媒管リスト】(参考)

記号	ガス管(φ)	液管(φ)
①	12.7	6.4
②	15.9	9.5
③	19.1	9.5
④	19.1	12.7
⑤	25.4	12.7
⑥	28.6	12.7
⑦	31.8	12.7
⑧	31.8	15.9
⑨	38.1	15.9
⑩	25.4	19.1
⑪	28.6	19.1
⑫	31.8	25.4
⑬	38.1	25.4

【注 記】
太線は本工事とする
特記なき配線は下記による
—— 天井内コログシ配線



キープラン S=1/1000

【既設制気口リスト】（残置）

所長室	
BL-D- 2,000 L	2
SA, RA- 480 m ³ /h	
BL-D- 1,500 L	2
SA, RA- 360 m ³ /h	
BL-D- 500 L	2
SA, RA- 150 m ³ /h	

応接室	
BL-D- 3,000 L	2
SA, RA- 690 m ³ /h	
BL-D- 500 L	2
SA, RA- 150 m ³ /h	

プレイルーム2	
HS- 350×350	2
SA, RA- 600 m ³ /h	

行動観察室	
HS- 150×150	2
SA, RA- 150 m ³ /h	

プレイルーム1	
HS- 200×200	2
SA, RA- 200 m ³ /h	

特別支援・相談課	
HS- 200×200	4
OA, EA- 187.5 m ³ /h	
HS- 200×200	1
バス- 200 m ³ /h	

廊下2	
CL #8- 1,500 L	1
バス- 200 m ³ /h	

倉庫105	
HS- 200×200	1
SA- 200 m ³ /h	

資料室	
HS- 150×150	2
SA, EA- 125 m ³ /h	

チャレンジ補助員、 待合室1、相談室1、2	
HS- 150×150	2
SA, EA- 150 m ³ /h	4室

倉庫104	
HS- 200×200	2
SA, EA- 250 m ³ /h	

企画総務	
HS- 200×200	4
OA, EA- 187.5 m ³ /h	

便所	
HS- 150×150	10
EA- 150 m ³ /h	
CL #8- 1,500 L	1
バス- 900 m ³ /h	

更衣室	
HS- 100×100	1
OA- 75 m ³ /h	

シャワー室	
HS- 150×150	1
EA- 200 m ³ /h	
HS- 200×200	1
バス- 200 m ³ /h	

E-06太陽光発電設備撤去 1階平面図(中央) 参照

CPEVS1. 2-3P×3 構内ケーブル(10P) x 1

1階平面図(東)

特記なき配線は下記による
—— 天井内コロガシ配線

注記
太線は本工事とする

